公益財団法人旭川市スポーツ協会表彰規程

（趣旨）

第１条　この規程は、公益財団法人旭川市スポーツ協会（以下「本会」という。）が実施する表彰事業に関し必要な事項を定める。

（目的）

第2条　この規程は、本会加盟団体の登録会員及び本会役員並びに旭川市民等を対象にし、旭川市におけるスポーツ振興に貢献したもの及びスポーツの競技力向上と優秀選手の指導育成に貢献したもの並びに選手として優秀な成績を収めたもの等の功労、功績を讃え、スポーツの振興及び普及を図ることを目的とする。

（表彰の選考及び決定）

第３条　表彰は、加盟団体等から推薦されたもの及び本会が特に必要と認めるものについて、総務委員会の審議に基づき、会長が決定する。

（スポーツ功労賞）

第４条　次の各号の一に該当する個人または団体に「スポーツ功労賞」を贈る。

（１）全市的なスポーツ振興に功労のあった個人または団体

（２）本会の役員として、本会の発展に功労のあった個人

（３）加盟団体等の会長職または副会長職を１０年以上努め、その団体の発展に功労のあった個人

（スポーツ功績賞）

第５条　加盟団体等の役職（会長、副会長を除く。）を１０年以上努め、その団体の発展に功績のあった個人に「スポーツ功績賞」を贈る。

（スポーツ貢献賞）

第６条　スポーツの競技力向上と優秀選手の指導育成に貢献した個人に「スポーツ貢献賞」を贈る。

２　前項に規定する個人は、４５歳以上で１０年以上の指導育成経験を有していることを原則とする。

（ベストプレーヤー賞）

第７条　全国的大会（国民スポーツ大会、全日本選手権大会、全日本学生選手権大会、全国高校総合体育大会、全国中学校競技大会、またはこれに準ずる大会をいう。）において、３位以内に入賞した個人または団体に「ベストプレーヤー賞」を贈る。

２　前項に規定する大会は、全道規模の予選会を経ていることを原則とする。

（特別賞）

第８条　オリンピック大会及びパラリンピック大会において、３位以内に入賞した旭川市出身の個人または団体及び当該個人または団体が旭川在住中に当該選手の指導、育成に携わった指導者に「スポーツ大賞」を贈る。

２　前項に規定する旭川市出身の個人または団体の事績が著しく顕著であると認められるときは、前項の規定に関わらず「スポーツ栄光賞」、さらに日本で初となる事績で１位に入賞した場合は「スポーツ特別栄光賞」を贈ることができる。

３　オリンピック大会及びパラリンピック大会に出場した旭川市出身の個人または団体に「スポーツ栄誉賞」を贈る。ただし、前項に該当する場合を除く。

４　世界選手権大会、その他の国際的大会（ワールドカップ、アジア大会、ユニバーシアードなど）において、３位以内に入賞した旭川市出身の個人または団体に「スポーツ特別賞」を贈る。ただし、他の特別表彰と重複して贈呈はしない。

５　第４条から第８条第３項までのいずれにも該当しないが、特に功績があった個人または団体に「スポーツ特別賞」を贈ることができる。

（表彰）

第９条　表彰は、１０月の「スポーツの日」に行い、各賞それぞれに表彰状及び記念品を贈る。

２　第４条から第６条に規定する表彰は、事績ごとに１回とする。

３　第７条及び第８条に規定する表彰は、毎年８月末までの大会を対象とする。

４　被表彰者が表彰日前に死亡したときは、表彰状及び記念品をその遺族に贈る。

（委任）

第１０条　この規程に定めるものの他、必要な事項は会長が別に定める。

附　則

この規程は、昭和６０年４月１日から施行する。

　　附　則

　この規程は、平成８年４月１日から施行する。

　　附　則

　この規程は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

　この規程は、公益財団法人旭川市体育協会の設立の登記の日（平成２５年４月１日）から施行する。

附　則

　この規程は、平成２６年６月１８日から施行する。

　　附　則

　この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

　この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和３年１１月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和４年１１月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和６年１０月１日から施行する。

　附　則

この規程は、令和７年７月１日から施行する。